

「水源の森百選」選定要領

第1 趣 旨

豊かで良質な水の源泉であり、快適な環境を形成している水源の森については、国民一人一人の理解の下にその保全・整備を推進することにより、世代を超えて継承していくことが必要である。このため、我が国の代表的な水源の森を選定、公表し、水源の森の重要性に対する関心を高めるものとする。

第2 選定の方法

- 1 都道府県知事は、第3の選定基準に留意の上、別に定めるところにより、各都道府県の区域内の森林（当該都府県の区域外にあって密接な受益関係が存在するものを含む。）の中から「水源の森百選」の候補地を推薦するものとする。
- 2 「水源の森百選」検討委員会（以下「委員会」という。）は、1により都道府県知事から推薦された候補地の中から、第3の選定基準に基づき、すぐれたもの約100箇所を「水源の森百選」として選定するものとする。

第3 選定基準

選定基準は次のとおりとする。

- 1 次のいずれかに該当する森林であること。
 - (1) 地域住民等が使用する飲料水、上水道原水、農業用水等の取水源等として利用されている水源と一体となってその周辺にある森林
 - (2) 水源と一体となって快適な環境を形成し、地域住民や都市住民のレクリエーション、教育の場等となっている森林、又は魚付き等により良好な農水産業の生産環境を形成している森林
- 2 森林の有する水源かん養機能を維持・向上させるため、森林の保全・整備が適切に実施され、かつ、今後とも適切に実施されることが確実であると見込まれる森林であること。
- 3 森林と水源とがすぐれた環境を形成していること、人と自然とのふれあいの場となっていること、歴史上又は文化上価値の高いものであること等の評価すべき特徴を有する森林であること。

第4 報 告

委員会は、第2により選定された「水源の森百選」について、林野庁長官に報告するものとする。

第5 認 定

- 1 林野庁長官は、「水源の森百選」として選定された森林の所有者（当該森林が国有林である場合には、これを管轄する営林署長）に対し、別紙様式の認定証を交付するものとする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、1により認定を受けた森林について、当該森林の所有者の了解を得た上で、認定を受けた旨の掲示をすることができる。
- 3 林野庁長官は、1により認定を行った森林が第3の選定基準に適合しなくなったときは、当該森林の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴いた上で、認定を取り消すことができるものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、「水源の森百選」の選定について必要な事項については、林野庁指導部治山課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成7年2月27日から実施する。